

高齢者世帯への「住宅用火災警報器」設置助成について

現在、法令等により住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

本町では、高齢者を火災から守り、安全・安心な生活を支援することを目的に、火災警報器の購入費用の一部を助成する「昭和町高齢者火災警報器設置助成実施要綱」を制定し、平成 24 年 1 月から助成を行っています。

◎【助成を受ける要件等について】

対象者	町内に住所を有し、自らが居住する家屋（持ち家）に火災警報器を設置する 65 歳以上の独居高齢者または高齢者のみで構成される世帯。 ただし、家屋は平成 18 年 6 月以前に建築されたものであること。
他要件	前年度までの町税等を滞納していない方。
	過去に、町の助成を受け火災警報器を設置していない方。
その他	火災警報器の種類は、感知部及び警報部等が一体となった単体タイプの 煙感知式 警報器で、火災を感知して火災の発生を警報音又は音声で知らせるもの。
	上記の要件を満たした方で、平成 23 年 4 月から 12 月末日までに火災警報器を既に設置済の場合は支給対象とする。

◎【助成額等について】

助成個数	1 世帯につき火災警報器 2 個までとする。
助成金額	1 個につき 5,000 円を上限とする（2 個の場合、10,000 円を上限）。

◎【申請手続き等について】

申請回数	1 世帯につき、1 回のみとする。
申請方法	火災警報器を購入・設置完了後、交付申請書を記入し領収証原本（店名及び品名の記載されたもの。レシート不可）を添えて役場福祉課へ提出願います。また高齢者世帯及び火災警報器設置完了確認のため、 地区担当民生委員の署名 を記載し提出願います。 ※火災警報器を取付した業者が申請を代行することもできます。

◎【助成金交付決定・支給等について】

審査及び交付決定	申請後、書類審査を行い、助成の可否を決定します。助成の可否を決定後、助成金決定(却下)通知書を申請者に通知します。
支給	助成金の支給は、助成対象者の指定する口座への振込となります。
その他	助成金支給後に、助成金交付決定者が虚偽・その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、交付決定を取消し、助成金の返還をしていただく場合もあります。

助成対象となる住宅用火災警報器の種類について

煙感知式住宅用火災警報器 (寝室や階段等に設置します。)

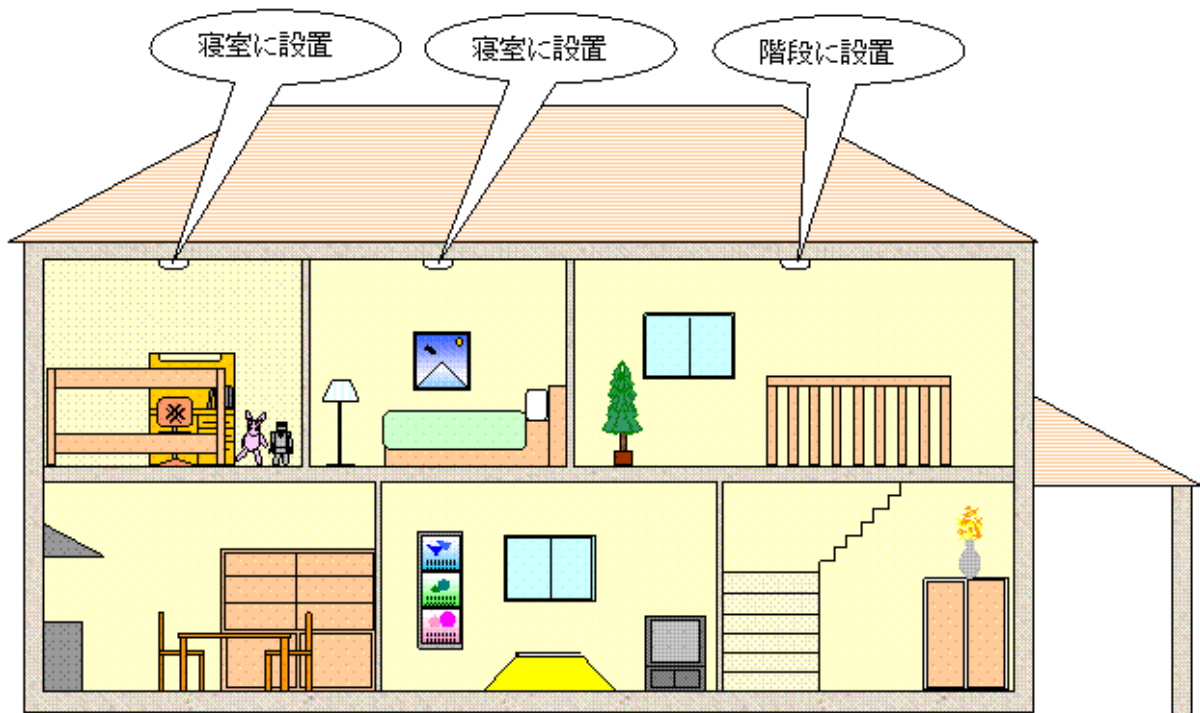


- ・ 煙を感知する住宅用火災警報器で、**寝室や階段（2階建以上の場合）**に設置します。
- ・ 電池寿命は約10年です。電池寿命警報（警報音と警報灯）が出たら、機器を交換してください。
- ・ 火災発生を警報音（音声）等でお知らせします。
- ・ 火災による煙がなくなると、自動的に警報が停止します。
- ・ 警報停止ボタン（テストボタン）を押すだけで警報器が正常に監視しているか確認できます。
- ・ 他詳細については、購入先でお問合せ願います。

住宅用火災警報器・・・どこに設置すればいいのか？

住宅用火災警報器は適切な場所に設置しなければ、有効に働きません。

- 基本的に設置する場所は、**寝室と階段（2階建以上の場合）**です。



※他ご不明な点等ございましたら、以下までお問合せ願います。

【お問合せ先】

昭和町役場 福祉課 長寿社会係 電話：275-8784